

公的年金制度の再設計¹

どんな人口構成でも影響を受けない

社会保障の提言

中央大学 横山彰研究会 財政班

会田咲

松田百代

村岡洋平

2 0 0 9 年 1 2 月

¹本稿は、2009年12月12日、13日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2009」のために作成したものである。論文構想段階から本論文執筆における各過程において指導教授である横山彰教授から常に温かいご指導を頂いた。また、夏合宿では横山彰研究会OBでもある広島大学大学院国際協力研究科の後藤大策准教授と東洋大学経済学部総合政策学科の中澤克佳講師からも大変貴重なコメントを頂いた。さらに、中央大学総合政策学部横山彰研究会12期の先輩方、特に、尾股和華さんには常日頃から私たちの相談に幾度となく乗って頂き有益なコメントを頂いた。そして、後に同期の皆様からも研究会で有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。本稿における誤認の一切の責任は言うまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

現在、日本の年金制度は財政の面で成り立たないと言われている。その理由としては少子高齢化による労働者数の減少、高齢者の増加による人口構成の変化や年金未納者の増加による歳入の減少が挙げられている。一般的に年金の財源不足を解消する際、少子高齢化対策が議論される。確かに少子高齢化対策が効果を出し、人口構成が労働者のほうが高齢者よりも多いピラミッド型になれば、現在年金問題で扱われている財源の問題は解消されると考えられる。しかし、これからも少子高齢化以外の理由でも人口構成が変化することは起こりえることである。また、少子高齢化対策により現在の少子高齢化の原因を取り除くことが出来たとしても違う原因で少子高齢化が再び起こることもあり得る。

よって、私たちは現在の年金の財源が不足していることよりも人口構成の変化に影響を受けやすい現在の年金制度に問題があるとし、人口構成の変化に影響を受けづらい安定した年金制度を考察することにした。

現在の賦課方式では労働者が高齢者の年金を払う世代間扶助の形をとっているため労働者と高齢者の割合が負担額に影響しやすい。そのため年金を自身で積み立てた財産で賄う積立方式を私たちは提案する。積立方式では自身で積み立てるため人口構成の影響を全く受けない。ただし、個人で積み立てた場合、寿命の予測が難しいため積み立てる額が予測しづらい。そのため個人ではなく世代で貯蓄することによって平均寿命より長い寿命の人も平均寿命より寿命が短かった人の積立金を使うことにより生活できるようにする。こうすることにより個人の寿命ではなく社会全体の平均寿命で予測することになり、より、予測がしやすくなる。

この政策は現行の年金制度である厚生年金、国民年金、共済年金すべてを対象にして提言する。これはこの三つの年金制度すべてが現在行っている賦課方式を維持した場合、人口構成の影響を受け、国民への負担が大きくなる可能性が大きいからである。ただし、ここではあくまで賦課方式から積立方式への移行にのみ注目し、職域加算や負担額は変更せずに考える。

しかし、積立方式にも二つデメリットがある。一つは長期間積み立てるため貨幣価値の変動の影響を受けやすいことである。貨幣価値が上がれば利益があるが、下がった場合、最悪安定した年金給付もままならなくなる。ただ、フィッシャー効果により、インフレやデフレの影響を受けないという意見があるが、現在の日本ではフィッシャー効果は当てはまらない。そもそも、フィッシャー効果とは名目金利とインフレ率は 1 対 1 の割合で比例するというものであるが、これは中央銀行が金利を下げることにより銀行が貨幣を借りやすくなり、貨幣量が増えるためである。しかし、ゼロ金利政策により、日本はすでに金利を下けているためこれ以上金利を下げるできない。にもかかわらず、2006 年まで行われていた量的金融緩和や政策や貨幣の増加が行われている。フィッシャー効果は金利から貨幣量へ影響を及ぼすことはあるが、貨幣量から金利に及ぼす影響は小さいので、現在の日本にはフィッシャー効果は当てはまらない。

よって、貨幣価値の影響を受けないように対策を考えなければならない。この対策として、本論文では金と貨幣を共有することによってインフレヘッジを行う。インフレで貨幣価値が下がった場合、実質価値をもつものの価格は上がる。よって、貨幣と実質価値をもつものを

共有することによってインフレやデフレの影響をヘッジできる。また、世界共通の準貨幣でありもっとも信用性のある実質価値をもつ物として金を使用する。ただし、金はインフレヘッジをするためのポートフォリオの一部と考え、インフレとデフレどちらにも対応できるように複数の資産を共有したポートフォリオを組む。

二つ目のデメリットは賦課方式から積立方式に移行する時に今まで、賦課方式によって保険料を支払っていた高齢者は自分への積み立てを行っていないので、年金を受け取ることができない。この年金と自身の年金の積み立ての両方を現役世代に課すことを二重の負担という。この二重の負担を限られた世代に課すと政策が施行される可能性が大幅にさがる。なぜなら、政策を決定するのは未来の人間ではなく、現在の人間なので現在の人間が自己利益を追求し、政策を決定したらこの現在の現役世代に負担の大きい政策が施行される可能性は大幅に低くなるからである。

よって、現在の現役世代の負担を軽減するため二重の負担を国債にし、借金にすることにより将来世代にもこの負担を課す。これにより、国債を何度も発行しなおせば半永久的に負担する期間は延びるので大幅に現役世代の負担を減らすことができる。仮に二重の負担を返済し始めた代を第1期と考えた時、第1期から第100期まで負担すると考えると一人当たり月800円しか負担は増えない。この二つの対策により積立方式のデメリットを解消することは可能である。

政策分析ではこの改革案の効果を測定するため現行制度の労働者の負担額と改革案を施行した場合の労働者への負担を比較した。その結果、改革案のほうが現行制度より負担が小さいという結果が出た。よって、改革案は施行しうるだけの有効性があると判断した。

【目次】

要約	3
はじめに	6
第 1 章 問題意識	7
第 1 節 公的年金制度の目的	
第 2 節 国民年金の在り方－価値提示－	
第 3 節 公的年金制度の問題点	
第 4 節 国民年金の存在価値	
第 2 章 現状把握	10
第 1 節 現状の年金制度の仕組み	
1) 二段式の公的年金	
2) 具体的な給付額と支給額	
3) 高齢者の年金依存の現状	
第 2 節 一般に重要視されている問題の現状はどうか	
1) 少子高齢化の現状	
2) 未納問題の現状	
第 3 章 現状分析	20
第 1 節 問題の明確化と本稿の目的	
1) どのような人口構成でも耐えられる年金制度の必要性	
2) 現役世代の負担の軽減	
第 4 章 政策提言	21
第 1 節 賦課方式から積立方式への移行	
第 2 節 デメリットを解消するための対策	
第 5 章 政策分析	28
先行論文・参考文献・データ出典	30

はじめに

2004年6月5日、年金改正法案により毎月支払う負担額は増加し、老後に受け取る給付額が減少した。それ以後、「未納問題」や「年金制度破綻」など年金制度に関する議論が飛び交い、2007年には「年金記録問題」といったように絶えることなく年金制度に関する問題が大きく報じられた。20歳になった私たちを始め、国民年金の保険料を納めている人には将来に対する不安が少なからずあるだろう。よく「年金はもらえない」と口にする学生や高齢者の方がいるが、決してもらえないわけではない。国民がいる限り公的年金制度が破綻することはない。しかし、保険料を上げることや給付額を減少させる何らかの政策が今後実施されると考える。なぜなら、現在の公的年金制度では支え手が少ないからである。この要因として捉えられる少子高齢化に対する政策を行うことで年金問題は解決できるという考えがあるかもしれないが、私たちはそう考えない。莫大な資金を少子高齢化対策にあて、出生率が上がり、支える人数が増えたとしても再び急激な人口の変化が起きた場合、政策の効果の期限は切れてしまう。その都度に莫大な資金をあてて政策を執行するよりも、どのような人口構成になろうと負担が増えず、安心して過ごすことができるような制度をつくるのが次世代のために出来ることである。

私たちは本来議論されるべき問題とは公的年金制度自体であると考えている。つまり、少子高齢化による財源不足の解決をすることよりも、少子高齢化に耐えられていない制度そのものに目を向けることが大切であると考えた。そこで私たちは、公的年金制度の目的を再確認し、望ましい社会とはどうあるべきなのか提示する。また、現在の公的年金制度の構造を把握し、問題点を指摘し、それに対する政策を提言する。

第1章 問題意識

第1節 公的年金制度の目的

国民年金の本来の役割とはどのようなものだろうか。ここでは現在の年金制度の目的を確認する。そもそも、国民年金とは国民年金法の第1章総則第1条に規定する理念にある、「老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与すること」¹に基づいている。また、日本国憲法第25条には、「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と明記されている。このことから、国民年金には一定の期間納付した全ての人に安定した老後生活を過ごせるよう国民同士が支え合う相互扶助の理念があることが読み取れる。つまり、国民年金には何歳まで生きるか予測できない不確実性であるリスクを回避するための社会保障として保険のような機能がある。また、賃金や物価の変動に合わせて年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入してから年金を受給するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値は保障される²と言える。

第2節 公的年金制度の存在価値

公的年金とは国が社会保障の一環として老後の生活を支えるための生活費である。もし公的年金が無かった場合、老後の生活費は個人貯蓄を頼りに生活しなければならない。つまり、将来の公的年金の給付額が約束されればされるほど、個人の貯蓄率は低くなると言える。「公的年金が私的貯蓄に与える効果として資産代替効果と早期引退効果の2つがある」とFeldstein[1974][1978]³は唱えている。この二つの効果のうち、資産代替効果の方が大きければ、公的年金制度の存在によって家計貯蓄率は減少することになる。Feldsteinは社会保障資産が家庭貯蓄を優位に減少させているだけでなく、公的年金が存在しなければ家計の貯蓄は50%程度上昇するという結果を得た。つまり、現在の消費と将来の消費のバランスを

¹ 国民年金法 第1章総則第1条より引用

² 社会保険庁ホームページ「公的年金制度の役割」より引用 <http://www.sia.go.jp/> (2009/11/01)

³ Martin Feldstein : the George F. Baker Professor of Economics at Harvard University and President Emeritus of the National Bureau of Economic Research. (Harvard University Department of economics より)

とるように貯蓄を決めるため、公的年金の将来給付額の期待が大きくなるほど貯蓄率は下がると考えられる¹。

この貯蓄率を下げることにより消費活動が促され経済が活発化される。このように経済的な理由からも公的年金制度は必要であるといえることができる。

第3節 公的年金制度の在り方 - 価値提示 -

では、年金制度とは社会の中でどう在るべきなのだろうか。まず、私たちが考える望ましい社会とは、「生きていくのに最低限な生活を保障してくれる社会」である。これは第2節で述べた貯蓄率とこれは日本国憲法第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という文言を反映したものである。最低限度とは大きな負担もなく、老後生活が保障されるということだ。日本国憲法第25条にもある最低限度という言葉の定義として、本稿では社会保険庁の国民年金受給者の平均年金月額をもとに決めることにする²。平成19年度の平均年金月額53,602円を上回ることが最低限度の生活を保障する金額に値するとした。ここ数年の平均年金月額の中で最も高かった平成19年度の基準にすることでこの値は、現在の年金給付が少なくとも最低限度の生活を送るに足ると仮定し決めたものである。

第4節 公的年金制度の問題点

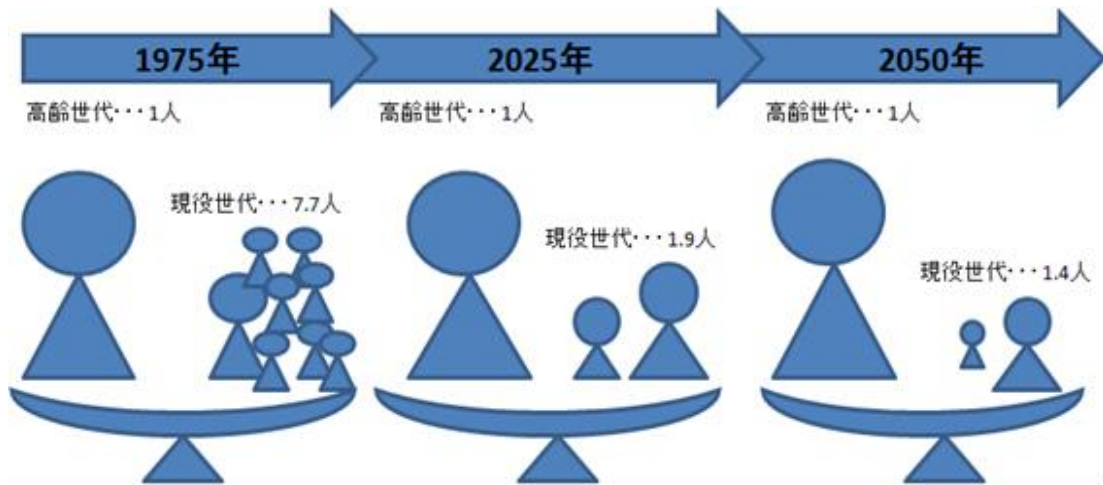
現在の公的年金制度が抱えている問題としてどのようなものが挙げられるだろうか。特に問題視されているのは、保険料を納めない「未納問題」や出生率が減少している「少子高齢化問題」ではないだろうか。保険料を支払わない未納問題は、1人当たりの負担が増えると共に財政が圧迫されると言える。

そのような中、私たちが日頃納めている保険料は現在の高齢者の国民年金として給付されている。それを踏まえた上で図1の高齢世代を支える現役世代の比率を見てもらいたい。1975年では高齢者1人を支えるのに必要であった現役世代の人数は7.7人であった。しかし、少子高齢化問題により、支えるはずの現役世代の人数比率が下がっていることがわかる。1975年の時点で50年後の1人当たりを支える現役世代の比率が6.3人になるなどと誰が予測できただろうか。

¹ 橋本俊昭、下野恵子(1994)『個人貯蓄とライフサイクル』日本経済新聞社：pp. 142-143を参考。

² 社会保険庁「平成19年度社会保険事業の概況」を参考。

図 1：1 人の高齢世代を支える現役世代の比率



出典：社会保険庁パンフレット「公的年金制度の必要性」より ISFJ 班が作成

世代間扶助である現在の公的年金制度を維持し続けることは、1人当たりの保険料の負担を多くさせてしまうことが読み取れる。もし、1人当たりの負担が大きくならなかった場合、将来の老後生活で給付されるべき給付額が減少する、また、何らかの負担が国民に課せられることが考えられる。このように人口構成の影響を受けやすい現在の政策では1人当たりの負担が大きく増加することが予測できる。よって、たとえ少子高齢化対策により今回の年金財政の問題を解決したとしても何らかの理由により人口構成の変化が起こったとき、また、負担が変化する可能性がある。つまり、問題は年金制度が人口構成の影響を受けやすいことだと言える。

以上を踏まえ、私たちは少子高齢化対策ではなく、予測不可能な人口構成でも成り立つ新たな年金制度を提案する。私たちが新しい年金制度を提案する意義は、現在の国民だけではなく、将来を担う国民に安心かつ魅力的な社会を届けることである。人口構成がピラミッド型である前提のなかでしか成り立たない現在の年金制度は、未来のことまで考慮したとは到底考えられない。私たちの視点は現在、及び、数十年後の社会に向けられている。例え、数十年後に爆発的な少子高齢化社会、また、高齢化社会の危機に直面した場合でも1人当たりの負担額が現在の制度に比べて少ないことを主張する。

第2章 現状把握

第1節 現状の年金制度の仕組み

ここでは前章の問題意識を踏まえて、実際に現行の年金制度の仕組みについて説明し、現状を理解した後、一般に問題点として認識されている「少子高齢化」と「未納問題」が、本当に問題の本質なのかについて事実を整理し考察する。

日本の年金の制度は「公的年金制度」と言われており、保険料を支払うことによって国が個人に代わって年金制度を運営している。この公的年金制度は社会保険方式をとっており、高齢・障害及び死亡という事故が起きた際に、国民があらかじめ支払う保険料を財源として年金給付を行うと言うものである。原則的には、保険料を納めなければ年金を受け取ることはできない。この保険料は、毎月国民が支払う保険料と国庫負担として税金を半分ずつ組み合わせることで運営している。

1) 二段式の公的年金

また、日本の年金制度は、第一階部分の「国民年金(基礎年金)」と第二階部分の「厚生年金・共済年金」との大きく分けて二つに分けられる。

「国民年金(基礎年金)」の特徴は、国民皆保険・老後収入の保障・世代間扶助の形であることだ。国民年金制度では、日本国内に住んでいる20歳から60歳未満のすべての人が加入し、保険料を納めている。ここで言う世代間扶助とは、働いている現役世代が保険料として支払ったお金と税金がそのまま今いる65歳以上の年配者に支払われていることである。つまり世代から世代への仕送りのような形式になっている。このような世代間扶助の形を「賦課方式」という。

公務員やサラリーマンなど会社員はその国民年金に加えて「厚生年金・共済年金」に加入し保険料を支払う。この保険料は会社の給料から自動的に天引きされるので自分で支払う必要はない。実際に高齢になり給付される段階になると、その分が国民年金に上乘せされて給付される。

2) 具体的な納付額と支給額

では、給付額と支給額の具体的な説明に入る。国民年金のみに加入していた場合、平成21年度現在、一人当たり月14,660円(保険料は毎年280円ずつ引き上げられ、平成29年度以降は月16,900円に固定される予定)の保険料を国に支払う。65歳になると、「老齢基礎年金」として終身支給される。この老後に受け取る年金支給額は保険料を納めた期間が長ければ長いほど多くなる(平成21年度の年金額は、792,100円)。逆に、保険料を納めた期間が短けれ

ば、受け取る年金も少なくなりその期間が25年に満たない場合には年金を受け取ることができないこともある。

20歳から60歳まで40年間納めた場合、65歳から月に66,008円の老齢基礎年金を受け取ることができる(平成21年度)。以下が平成21年度を例にとりてその給付額を示した式である。

図2：老齢基礎年金の計算式

$$\text{老齢基礎年金} = 792,100\text{円} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \left[\frac{\text{保険料全額} \times 4}{8} \right] + \left[\frac{\text{保険料4分の1納付月数} \times 5}{8} \right] + \left[\frac{\text{保険料半額納付月数} \times 6}{8} \right] + \left[\frac{\text{保険料4分の3納付月数} \times 7}{8} \right]}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

出所：社会保険庁<http://www.sia.go.jp/infom/pamph/dl/shosaihen.pdf> (2009/11/3) より
ISFJ 班作成

厚生年金に加入していた期間については「老齢厚生年金」がこれに上乗せされる。年金額は、加入期間の長さや給料に応じて決まる。

保険料も給付額も、今後の賃金や物価の状況に応じて変化(スライド)する。社会保険庁によると、今後それらが上昇した場合には、年金額より保険料を大きく変化(スライド)させることによって年金財政の均衡を図ることができるとしている。つまり、物価スライドの上昇が起こった場合には現役世代からの保険料を上げる可能性があるということが言える。

3) 各年金制度のメリット・デメリット

これから、年金制度の方式別にそれぞれのメリット・デメリットを検証していく。まずは賦課方式の説明に入る。現在行われている賦課方式では、徴収したその年に年金を給付するためインフレ、デフレの影響を受けにくいというメリットがある。また、日本で年金を始めた時のように人口構成がピラミッド型、労働者のほうが高齢者よりも多いときには労働者の負担が小さくなる。

ただし、逆に言えば労働者が高齢者より少ないときは労働者の負担が大きくなる。これは給付する時点での労働者から財源を徴収しているためである。そのため世代によって負担額が変わってしまい、世代間の不公平が起こる。次項の表1は社会保障制度における世代別損得計算を示している。表の縦に並んでいるのは生まれ年で、1940年生まれから2005年生まれまでを示している。表内の数字はその世代にとって個別の社会保障分野でいくらの損得が発生しているのかという数字を表わしている。この数字は各世代の平均寿命まで生きた人の「生涯で受ける給付額の総額(生涯受給額)から「生涯で支払う保険料の総額(傷害保険料額)」を差し引いた数字で生涯順受給額という。計算に当たって想定した人は厚生年金および健保組合に加入している男性で保険料を支払っていない専業主婦等の配偶者の分も受益に含んで計算を行った。たとえば、1940年生まれの世代では年金の3100万円を筆頭に、医療保険で1450万円、介護保険で300万円の得をするために全体として4850万円の得をする。この金額は生まれ年が後になるに従って減り、1965年生まれでちょうど損得なしとなる。それからも下降は続き、それ以降の世代は支払い超過、つまり損をすることになる。最も若い2000年生まれの世代では社会保障全体で3490万円の損になる。つまり、1940年生まれと2005年生まれの生涯純受給額の差は8340万円にも達することになる。年金だけでもその差額は5610万円という数になり、この数字から賦課方式を行ったときの世代間の格差が大きいことが分かる。

このように賦課方式には物価スライドに強いというメリットがあるが、人口構成の変化に影響を受けやすく世代によって負担が変わるというデメリットがあるといえる。

表 1：社会保障全体の世代別損得計算

生年	年金	医療	介護	全体
1940	3100	1450	300	4850
45	1760	1180	260	3210
50	780	930	190	1900
55	250	670	130	1050
60	-200	520	50	370
65	-590	380	0	-210
70	-970	260	-40	-750
75	-1290	130	-80	-1250
80	-1610	-40	-120	-1770
85	-1880	-240	-150	-2270
90	-2120	-410	-180	-2710
95	-2290	-480	-210	-2980
2000	-2420	-620	-230	-3260
5	-2510	-720	-250	-3490

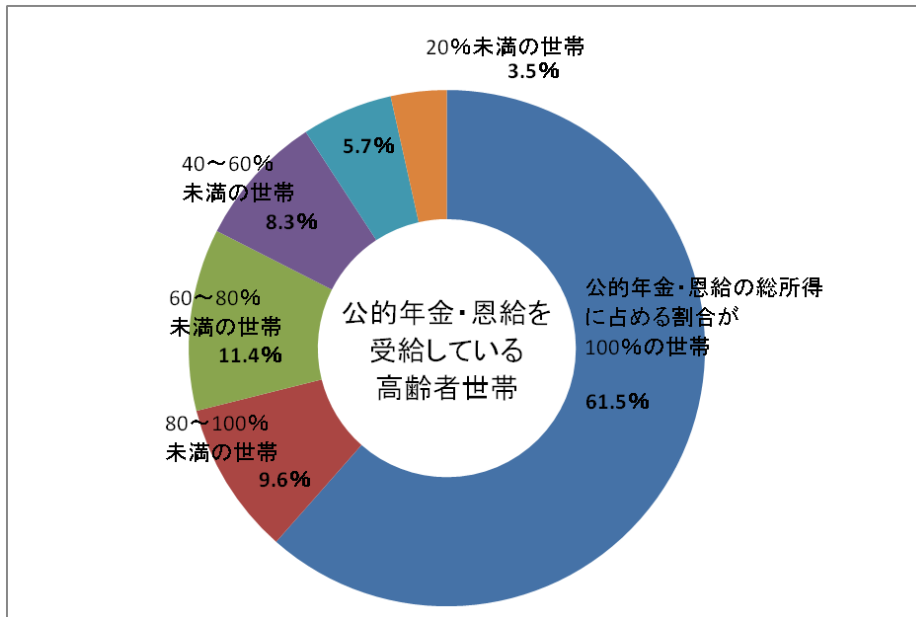
出所：鈴木亘(2009)『騙されないための年金、医療、介護入門』東洋経済新報社より引用

次に積立方式の説明に入る。賦課方式に次いでよく話に挙がる方式が積立方式で、この方式は自分で貯蓄した財産を年金として使うというものである。この方式は先ほど述べた賦課方式とは違い、自身で積み立てるため、人口構成の変化の影響も受けない。少子高齢化により賦課方式では労働者の負担額が増えている日本では有効な方式と言われている。ただし、長期間にわたり積み立てるためインフレやデフレなどの物価変動の影響を受けやすいというデメリットがある。また、現在、日本では賦課方式を行っているため積立方式に移行した場合、今まで賦課方式で保険料を支払っていた人は自身の年金を積み立てていないので、年金を受給できなくなる。この人たちには当然、年金を受ける権利があるため年金を国か労働者が賄わなければならない。これがのちに政策提言で挙げる二重の負担問題である。この二重の負担のため国民を説得することは難しいだろうというのが、積立方式への移行を反対する者の主な意見である。

4) 高齢者の年金依存の現状

年金は高齢者の生活においてどれほど重要な位置にあるのかを把握するため、現在、公的年金やそれ以外の社会保障からの恩給を受け取っている高齢者世帯の中で公的年金や恩給のみで生活している人の割合を調べた(図3)。

図3：年金収入のみで生活している高齢者世帯の割合



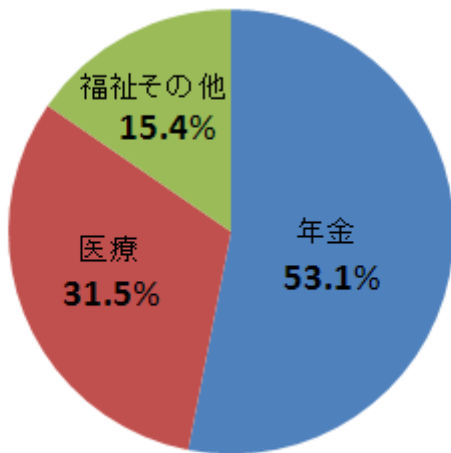
厚生労働省 平成19年国民生活基礎調査概況 II 各種世帯の所得等の状況-4. 特定の世帯別の所得の状<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa07/2-4.html> (2009/11/3) より ISFJ班が作成

表2：部門別社会保障給付費の推移

年度	計	医療	年金	福祉その他	介護対策(再掲)
					億円
2002(平成14年)	835,584	262,643	443,781	129,159	46,995
2003(15年)	842,582	266,048	447,845	128,689	51,521
2004(16年)	858,660	271,454	455,188	132,018	56,289
2005(17年)	877,827	281,094	462,930	133,803	58,795
2006(18年)	891,098	281,027	473,253	136,818	60,601
	100.0	31.5	53.1	15.4	6.8

国立社会保障・人口問題研究所「平成18年度 社会保障給付費概要」(平成20年11月)http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/kyuhuhi-h18/h18_gaiyou.pdf (2009/11/4) より ISFJ班が作成

図4：社会保障給付費の構成割合（平成18年度）



出所：国立社会保障・人口問題研究所「平成18年度 社会保障給付費概要」（平成20年11月）より ISFJ 班が作成

図4で示されている老後の生活実態を見ても分かるように、公的年金や恩給を受給している高齢者世帯の約6割が国からの公的年金や恩給のみで生活している。また、公的年金は我が国の社会保障給付費の半分以上を占めている。このことから、老齢年金は国民が安定した生活を支えるのに不可欠な存在であることが言える。

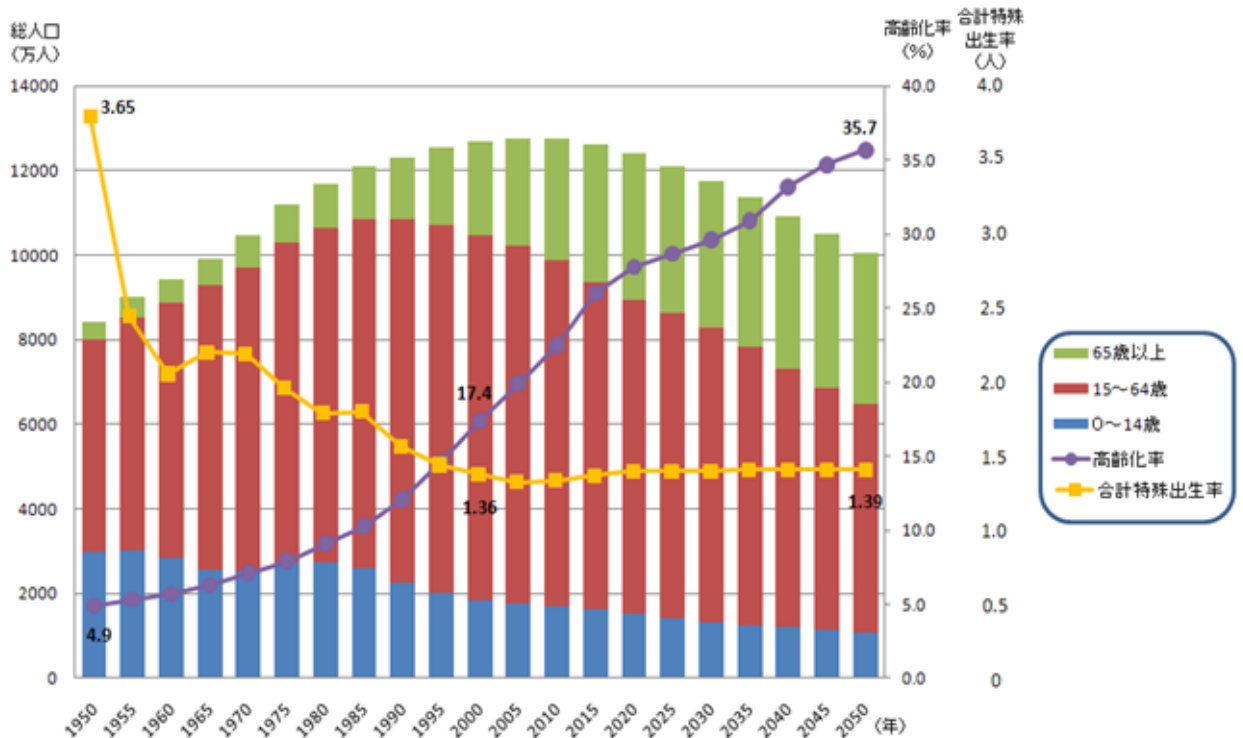
第2節 一般に重要視されている問題の現状はどうか

現行の年金制度の問題の一つとして財源の不足が挙げられている。その原因として一般的に言われているのが「少子高齢化」と「未納問題」の二つだ。この二点についてそれぞれ詳しく考察していきたい。

1) 少子高齢化の現状

次のグラフは2050年までの少子高齢化の推移を社会保険庁がシミュレーションしたものである。

図5：総人口と高齢化率、合計特殊出生率の推移



出所：国立社会保障・人口問題研究所「平成18年度 社会保障給付費概要」（平成20年11月）よりISFJ班が作成

このグラフより、今後40年の間に現役世代は確実に減り、高齢者の人口は増えることが読み取れる。現在の賦課方式の年金制度は大勢の現役世代が少数のお年寄りを支えるピラミッド型の人口分布なら十分成り立つが、これからの時代、ますます少子高齢化が進み現役世代の人口は減り続け、お年寄りの人口は増え続けるということだ。

社会保険庁によると、『わが国の平均寿命は世界一の水準に達しています。また、核家族化や就業形態の変化などの大きな社会構造の変化により、個人の貯蓄はもとより子供による

私的な扶養だけで老後の生活を送ることが難しくなってきました。個人の自助努力によって老後に備えることは大切ですが、物価や資産価値の変動など経済情勢の変化を的確に予想することは困難であることや、個人個人にとって何歳まで生きられるのかは不確実であることなどを考えれば、個人の自助努力のみで老後の生活設計を完全に行うことには限界があります。公的年金制度は、このような状況の中で、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みが必要であるという考え方のもとで形成されてきた制度です。』(社会保険庁パンフレット 「公的年金制度とは—少子高齢化時代に対応」 <http://www.sia.go.jp/infom/pamph/dl/shosaihen.pdf> (2009/11/04))とある。

しかしここからは、現行の年金制度は「少子高齢化」時代に対応しているというよりは、「高齢化社会」と「核家族化」、「物価スライド」への対応に終始していると読み取れる。高齢化と少子化は同時に発生しているものである。高齢者を支えるのが各家庭から国民全体に移行し、少子化に対応したとしても分母を増やしたのと同様に分子部分としての高齢者数も増えるので、どちらにせよ現役世代の負担は大きくなっていく。これは、年金制度が賦課方式をとっている以上解決されない問題である。

また、このように日本では世界的に類を見ないスピードで「少子高齢化」が進んでいることを受けて、年金に対する諸問題は少子高齢化への対策を行うことで解決されるのではないかという意見もある。しかし第1章の問題意識でも述べたように、災害などにより将来どのような人口構成になるのかを確実に予測することは難しい。

これらを念頭に置き、私たちは「少子高齢化対策」ではなく制度自体を見直す必要があるのではないかと考えた。

2) 未納問題の現状

年金未納問題が騒がれるようになったのは2004年のことである。国民年金納付促進キャンペーンの女優自身が未納であったことが大きく報じられ何かと話題を集めた。それから芸能界や政治界など未納者が発覚するにつれて、私たちは「年金未納」とはとても重大な問題の一つであると認識するようになった。

さらに最近では、社会保険庁の不祥事によって国民の間に年金不信が根強くある。そのため、あえて保険料を支払わない「未納者」が増加してきている。2009年7月末の毎日新聞では、約4割の未納者率であると報道された。このような流れを受けて、「少子高齢化が進む中、賦課方式をとっている日本では未納者が増加してくると、制度として成り立たないのではないか？」と心配されている。これは未納が多い分、保険料収入が低いという考え方から起こっていると考えられる。しかし、調べてみるとこれには、年金制度の複雑さやメディアの報道の仕方から誤解が生じていることがわかった。次の表は、公的年金加入者の状況を表している。

図6：公的年金加入者の状況

7,021万人				
公的年金加入者 (7,012万人)				
第1号被保険者 (注1) 2,035万人		第2号被保険者 3,914万人		
免除者315万人 特例者・猶予者 203万人	保険料納付者	厚生年金保険 (注1) 3,457万人	共済組合 457万人 (注4)	(注1) 第3号被保険者 1,063万人

未納者 308万人(注3)
第1号未加入者 9万人(注2) } 317万人(公的年金加入者全体の約5%)

- 注1) 平成20年度3月末。第1号被保険者には、任意加入被保険者(34万人)を含めて計上している。
 2) 公的年金加入状況等調査の平成13年結果および平成16年結果を線型按分した推計値。
 3) 未納者とは、24ヶ月(18年4月～20年3月)の保険料が未納となっている者
 4) 平成19年度3月末。

拠出：社会保険庁「平成19年度における国民年金保険料の納付状況と今後の取組等について」より ISFJ 班作成

国民年金の加入者には「第1号」「第2号」「第3号」という区分があり、「第1号」は自営業者や学生など、「第2号」は会社員や公務員、「第3号」は第2号の配偶者である。第2号・第3号の加入者は、厚生年金や共済年金と同時に国民年金分の保険料も会社の給料から自動的に天引きされるので自分で保険料を払う必要はないが、第1号の加入者は金融機関やコンビニから自ら支払わなければならない。つまり、「未納者が40%」というのは「国民の10人に4人が保険料を支払っていない」ということではなく、あくまで個人で保険料を納めている第1号被保険者に関する数字であり、学生や特例者などの免除者を除くと公的年金全体に加入している人口の約5%にも満たないことがわかる。

さらに、未納者の増加によりどのくらい年金の財政は圧迫されるのかについて見ていきたい。以下は、それを示した「基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示したマクロ試算」(社会保障国民会議)からの抜粋である。

図7：現行制度で国民年金の納付率の前提を置き開けた場合の見通し(名目額)

		基礎年金給付費			
		2009年	2015年	2025年	2050年
	納付率90%ケース	19	23	28	57
	納付率80%ケース	19	23	28	56
	納付率65%ケース	19	23	28	55
		うち保険料負担分			
		2009年	2015年	2025年	2050年
	納付率90%ケース	9	12	14	28
	納付率80%ケース	9	12	14	28
	納付率65%ケース	9	12	14	27

(兆円)

出所：「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」の「マクロ試算 1 国民年金保険料の納付率の前提を置き換えた場合の影響」より ISFJ 班作成

(注) 保険料負担分は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※各試算の保険料水準は、いずれも、
 厚生年金：18.3%（2017年度～）
 国民年金：1万6900円（平成16年度価格、2017年度～）

※マクロ経済スライドにより調整された給付の所得代価率は、
 納付率90%ケース：51.8%
 納付率80%ケース：51.6%
 納付率65%ケース：51.1%

※経済前提は、ケースⅡ-1を用いている¹。

¹ 「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」の「マクロ試算 1 国民年金保険料の納付率の前提を置き換えた場合の影響」より抜粋

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/sim/siryou_1.pdf

ここで挙げられている経済前提のケースⅡ-1とは、「人口の変化等を踏まえた年金財政への影響(暫定試算):平成19年2月(厚生労働省年金局)」における基本ケースおよび参考ケースの前提をそれぞれ踏まえたもので、物価上昇率1.0%、賃金上昇率2.5%、運用利回り4.1%としている。また、現行制度において国民年金納付率の前提を変化させた場合の試算を行うための前提は以下のようになっている。

65% : 実績程度 (平成18年度66.3%)

80% : 暫定試算の前提

90% : パート労働者に対する厚生年金適用拡大、職権による保険料免除などにより、未納対策を徹底する場合¹

上記の検証からわかるように年金納付者が今の60%から仮に90%になった場合の国の年金運用負担の推移には大きな変化はない。よって、確かに短期的に見たとき保険料による収入が減るのは年金財政にとってマイナスだが、長期的に見たときは未納者が増加しても、財政の負担は変わらないということが言える。さらに、年金支給額は保険納付額に応じて決められており、未加入・未納期間について将来の年金が支払われない仕組みになっているので、未納者分の年金を適切に支払っている被保険者からの保険料で補い財政を圧迫させることはないのである。つまり、未納者の「ただ乗り」は実際に生じない仕組みである。

確かに国民年金の未納者は増加しており、年金制度の信頼性、安定性を保つうえで大きな障害となっている。ただし、未納者の増加により即座に年金財政の崩壊につながるかどうかという、決してそうではないということが(以上の未納に関する)現状把握から読み取れた。

¹ 社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」の「マクロ試算 1 国民年金保険料の納付率の前提を置き換えた場合の影響」を参照

第3章 現状分析

第1節 問題の明確化と本稿の目的

現状把握を踏まえて、改めて現状に対する私たちの問題意識を以下のように明確化し、本稿の目的をその解決と位置づける。

1) 賦課方式を見直し、どのような人口構成でも耐えられる年金制度が必要

現状把握を踏まえて、私たちの問題意識を以下のように明確化し、本稿の目的をその解決と位置づける。

政府の対策によりたとえ少子化が改善したとしても、予測不可能な出来事で再び少子化になる可能性もある。具体的に述べると、昭和の時の丙午の年に出生率が25%も落ちた例が挙げられる。もしくは、急激に人口が増えたり減ったりする可能性もある。そのような場合、現在の賦課方式をそのまま維持していくとまた問題の繰り返しになってしまう。それよりは、はじめから人口構成の変動に左右されない年金制度に早めに切りかえることで将来からみたときに国全体としてかかる負担は結果として少なくなる。そういった人口構成の変化が起こるたびに左右されてしまう制度ではないほうが、老後生活に安心感・安定感を与えることができ、現役世代に対する負担の増減もない。

よってわたしたちは、少子高齢化の対策を考えるのではなく、人口構成の変化に大きく影響を受けやすい「賦課方式」の年金制度を見直し、見えない将来において、たとえ人口構成がどのような状態であったとしても耐えうる年金制度を考えていきたい。

2) 現役世代の負担の軽減

図1で示したように、今後賦課方式で変わらず制度を運営していった場合、どうしても現役世代の負担は増えていく。しかしたとえ別の方式に移行したとしても、その移行期間には賦課方式の際に現役世代から受け取るはずだった年金財源がない状態になるので、どちらにせよ現役世代に負担がかかる。この負担をより軽減する対策を考えていく。

第4章 政策提言

第1節 賦課方式から積立方式への移行

1) 政策提言の方向性

現状分析でも述べたように現在の年金財政が破綻の危機に追いやられている大きな一因は、少子高齢化による人口構成の変化によるものである。なので、少子高齢化対策を行い、人口構成をピラミッド型に戻せば財政を立て直せるといえる。しかし、私たちは本論文において少子高齢化対策ではなく、人口構成の変化に対応できる新しい年金制度の提言を行う。なぜなら、たしかに現在の年金制度で起こっている問題は少子化対策によって、是正されるといえるだろう。ただし、これからも少子高齢化に限らず、様々な問題によって人口構成が大きく変化する可能性は十分にある。また、少子高齢化対策の効果が出ないことや、出たとしてもまた、少子高齢化が起こる可能性もある。にもかかわらず、現在、日本が行っている賦課方式ではその変化に対応できない。なぜなら、賦課方式は人口構成がピラミッド型であることを前提に作られている制度だからである。よって、自分たちは人口構成の変化に対応出来る年金制度を新たに考え、提言していく。

前章をふまえ、以下の政策提言で人口構成の変化に耐えられない賦課方式から積立方式へと移行する政策を新しい年金制度の形として提言する。その際に現在一般的に積立方式を否定する際に多く用いられている物価スライド、二重の負担問題への対策も述べ、それらの問題を解決できると判断した際に政策提言が達成されたとする。

2) 政策の対象

現行の制度では大きく分けて三つの年金制度がある。この三つは対象者別に分かれており、国民全員が加入を義務づけられている国民年金、公務員が対象となっている共済年金、会社員など企業に雇われている人間が対象の厚生年金となっている。これらはすべて賦課方式をとっており、前述したように人口構成の変化に影響を受けやすいものとなっているので、三つすべて積立方式へ移行する。

ただし、積立方式へ移行する以外の規制、例えば負担率などは変更しない。現在、多くの人がこの負担率などを一元化しようと言っている。2009年9月に政権をとった民主党のマニフェストでも年金の一元化がうたわれている。一元化を主張する人の主な意見は平等化である。現行の制度では公務員の受ける共済年金と会社員の受ける厚生年金では負担額が違う。この負担率は不平等という理由から2004年から段階的に引き上げられ、2018年に等しい保険料率になることによって解決された。しかし、共済年金には職域加算といって老齢年金に加算される制度があり、これも不平等な制度だと言われている。しかし、公務員はその職業上の特性から労使三権が認められていない。労使三権とは団結権、団体交渉権、団体

行動権のことで労働者が労働条件の改善を要求するために行使するものである。公務員にストライキなどの権利を持たせると国の運営が安定しないため与えられていない。そのため労働条件をあらかじめある程度確保しておく必要がある。よって、この制度は 2006 年 4 月 13 日に 2010 年に廃止にすると決定されたが、本論文では職域加算は不平等な法律ではないとし廃止せずに考える。

今、上で述べたようにこれから述べる政策の対象は国民年金、厚生年金、共済年金すべての年金制度とする。これらの年金制度を賦課方式から積立方式に移行するがそのほかの保険料率、職域加算などの制度は変更せずに維持する。

3) 賦課方式から世代別積み立て方式への移行

まず、人口構成の変化に弱い賦課方式を廃止し、積立方式へと移行する。

現状把握でも述べたように賦課方式は労働世代が高齢者を扶養する制度のため、労働者が高齢者と比べ少ない場合、労働者の負担が大きい。これとは対称的なものとしてよく挙げられるのが積立方式である。積立方式は、各個人で積み立てるため人口構成の影響を全く受けない。ただし、現在、一般的にいわれている自分の老後の生活費を自分で積み立てるという個人勘定という方式では、長生きのリスクと言う予測した寿命より長く生きた場合、安定した生活が送れないという危険性がでてくる。なので、個人での積み立てではなく、世代ごとで積み立てる。それによって例えば長く生きても予想より早く亡くなった人の年金をもらうことにより安定した生活が送れるようにする。

またこの積立方式では、受給者は 65 歳から月ごとに年金を受給できる権利を持つことにする。この際、参加者全員に平等な月あたりの年金を給付する。ただし、積立方式により貯蓄した財をすべて使い切るようにするのではなく、月あたりで固定して給付するため積み立てた財が余る場合がある。もし、このように積立金が余った場合は将来の世代の年金が不足した時のために積み立てておく。これは積立金が不足した際のリスクヘッジと生活に必要な額以上の年金を給付しないためである。もし、すべて積立金をすべて使い切る方式をとった場合、最後まで生存したものが多くの年金を保有することができるという不平等な状況が起こるからだ。最低限以上の生活を保障するという社会保障の範囲を超えているためこのような方式はとらない。

この世代別の積立方式によって、寿命の長短、人口構成の影響を受けずに安定した年金給付を行うことができる。

第2節 デメリットを解消するための対策

4) 積立方式の二つのデメリットとその対策

しかし、積立方式にも二つデメリットがある。一つは長期間、積み立てるため貨幣価値の変動の影響を受けやすいことである。貨幣価値が上がれば利益が出るが、下がった場合、大きな損失が出て最悪安定した年金給付もままならなくなる。図2の1989年から2009年までのインフレ率の変動が8%もあることからこの変動の影響が無視できないものだということができる。

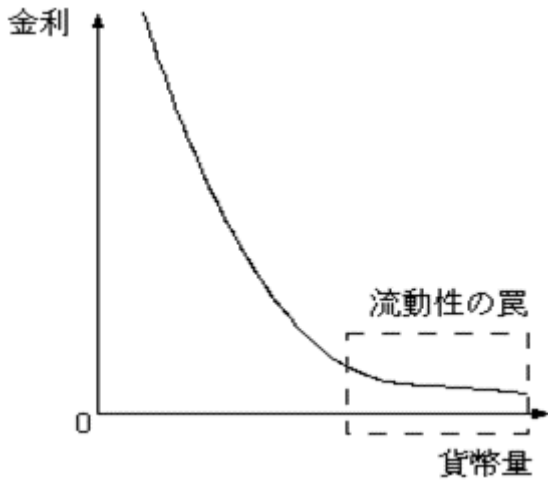
二つ目が二重の負担という問題である。二重の負担とは、賦課方式から積立方式に移行する際に生ずる問題で、賦課方式から積立方式に移行する時に今まで、賦課方式によって保険料を支払っていた高齢者は自分への積み立てを行っていないので、年金がない。しかし、現在までの賦課方式により、保険料を払っていた世代は年金をもらう権利があるので、国に負担してもらうか現役世代に現役世代自身の積み立てと同時に保険料を払ってもらわなければならない。後者の方法で年金を負担した時の問題を二重の負担という。これから、この二つのデメリットの対策方法について述べる。

(1) 物価スライド

まず物価スライドから説明する。現役世代から徴収した保険料をその年内に高齢者へと給付する賦課方式と違い、40年以上も積み立てる積立方式では貨幣価値の変動の影響を受けやすい。

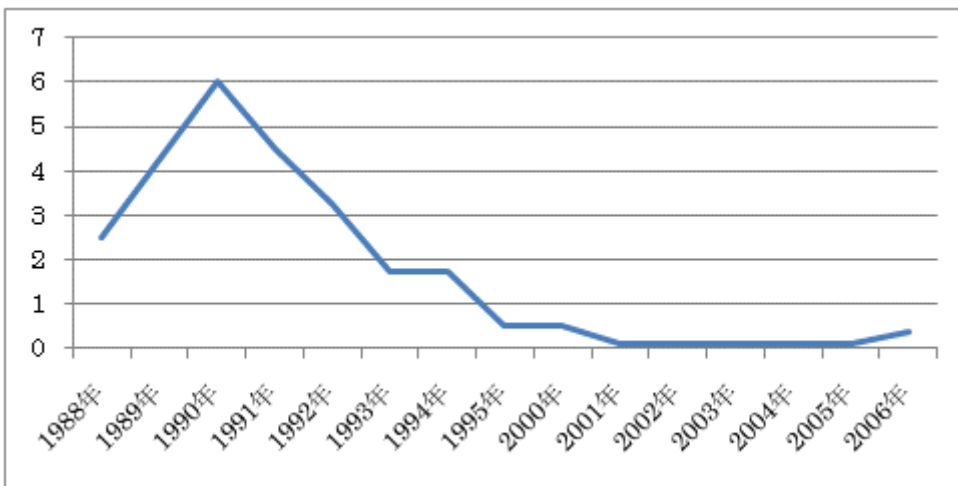
フィッシャー効果により、実質金利は変動しないという意見もあるが、今の日本では当てはまらない。というのも日本政府は長年の不況により大量に発生した失業者を救出するためにゼロ金利政策や量的金融緩和政策に始まるインフレ率を上げるための政策を行ってきた。これはフィリップス曲線を根拠に行われた。フィリップス曲線とは短期的なインフレ率の上昇は雇用率を上げるというものである。これは、短期的なインフレによって貨幣価値が下がると賃金の実質価値も下がるため雇用の負担が減るのが理由といわれている。ゼロ金利政策によって金利は底を打ったが、政府は失業率、借金の返済からインフレ率を上げる政策を行う方針を続けている。そのため底打った金利は動かず、インフレ率のみ変動してしまいフィッシャー効果が当てはまらなくなっている。この状態を流動性の罠という。縦軸に金利、横軸に貨幣量をとったとき二つの関係は下の図のようになる。今の日本のように金利が低い状態では、いくら貨幣量を上げてても金利はわずかしか動かない。このようにインフレ率のほうが金利より大幅に増加するためフィッシャー効果は日本には該当しない。

図 8：金利とインフレ率の関係



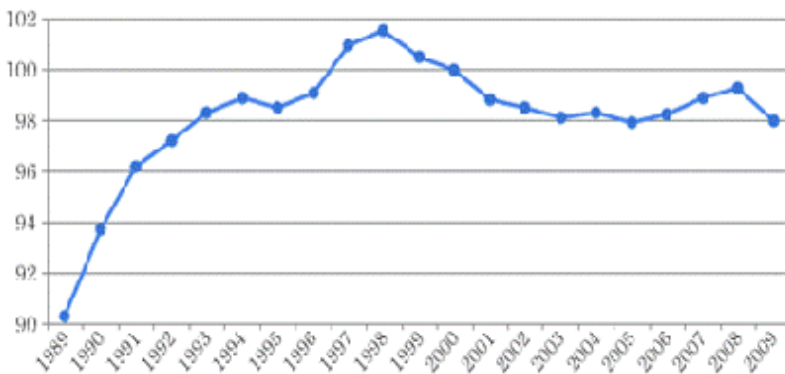
出典：ISFJ 班が作成

図 9：日本の政策金利



出典：ISFJ 班より作成

図 10：過去 20 年(+2009 年見通し)のインフレ率の推移



出典：ISFJ 班より作成

現に上の二つのグラフを見てもらってもわかるように日本においてインフレ率と政策金利は同じ割合で変動するというフィッシャー効果は当てはまらない。よって日本でも貨幣価値の変動は起こるため積立金に対してインフレヘッジを行う必要がある。

それではインフレヘッジの方法に移る。インフレが起こると貨幣の価値は下がる。反対に実質的な価値をもつものは交換する際に貨幣の価値が下がっているため、より多くの貨幣を必要とするため値段が上がる。インフレヘッジはこのインフレの際に価値が下がる貨幣と価値が上がる実質的な価値を持つ財を共有することによって行う。デフレの危険性も考え、この二つは同じ割合で変動するのが最も良いインフレヘッジといえる。インフレの影響を受けた後のリターンは次の式で表すことができる。

資産リターン = 元の資産価値 (α) + インフレ率 \times β 値

β 値はインフレに対する感応度で 1 であるとインフレ率と実質価値が同じ割合で変動していると言え、0 であれば関連なし、マイナスであれば逆の動きということができる。よって、資産の価値を安定させたいこの政策においては β 値を 1 にもっていくのが理想的だと言える。修正 R^2 は感応度の度合いで、数値が大きければ大きいほど、両者の関係が強いということができる。次の表はイボットソン・アソシエイツ社データからニッセイ基礎研究所が出したデータ(1997)である。次の表を参考にし、 β 値が 1 になるようにポートフォリオを組む。 β 値を 1 にするポートフォリオを組む時、インフレ率と逆の動きをする実質価値を持つ資産、 β 値がプラスの値をとるものを保有しなければならない。下の表をみると株式もプラスの値をとっている。また、株はリターンが増える可能性が高いので理想的な資産だということができる。ただし、株は金や国債、短期金利に比べ破産の可能性が高い事を考慮に入れ、ここではポートフォリオに入れない。以上のことを考え、日本短期金利 78.0%、金 17.8%、ドイツ短期金利 4.2%の割合で運用した場合、 β 値が 1 になるので積立金はインフレヘッジのためこの割合で運用する。このポートフォリオで運用することによって積立式のデメリットのひとつである物価の変動の影響は回避できる。

表 3 : 先進 7 カ国の主要資産リターンとインフレ率の関係 (1971-1996、年次データ)

表 1 先進 7 カ国の主要資産リターンとインフレ率の関係(1971-1996、年次データ)				
	資産	アルファ(%)	β 値	修正 R2
株式	日本	17.68	-0.93	0.03
	アメリカ	22.9	-1.64	0.11
	イギリス	6.86	1.53	0.07
	イタリア	14.56	0.08	0
	カナダ	16.97	-0.77	0.03
	ドイツ	-1.65	-1.65	0.02
	フランス	22.15	-0.94	0.02
長期国債	日本	9.47	-0.31	0.06
	アメリカ	19.95	-1.84	0.24
	イギリス	14.49	-0.16	0
	イタリア	30.59	-1.45	0.21
	カナダ	14.82	-0.74	0.07
	ドイツ	9.97	-0.3	0.01
	フランス	15.85	-0.73	0.09
短期金利	日本	4.2	0.39	0.48
	アメリカ	4.35	0.47	0.32
	イギリス	8.17	0.24	0.2
	イタリア	10.14	0.46	0.5
	カナダ	6.17	0.51	0.22
	ドイツ	3.81	0.73	0.37
	フランス	6.87	0.42	0.33
金	日本	-6.25	3.62	0.19
	アメリカ	-18.01	5.7	0.3
	イギリス	0.11	1.65	0.09
	イタリア	-11.8	2.79	0.28
	カナダ	-7.49	3.75	0.14
	ドイツ	-14.3	6.27	0.2
	フランス	-10.81	3.5	0.23

(注) イボットソン・アソシエイツ社データにより ISFJ 班が作成

しかし、金は全世界で 50 メートルプール 3 杯分の 150500 トンしかなく、限られた資源であるため、国が大量の買い込みを行った場合大幅な高騰が考えられる。価値が上がったまま維持されるのなら、資産価値の維持だけが目的なので運用する効果はある。しかし、高騰を受け、個人投資家が売りに出した場合、金の価格が下がり年金積立金の価値が下がってしまう。なので、金の価格が上がる前に買うことにより、例え売りに出されても価格の変動が相殺されるようにする。ちょうど現在がその時だということができる。金はその安定性、実質価値をもつという特性から貨幣価値の信用が低くなったときに価値が上がる。現在、サブプライムローン問題によってドルの信用が低迷しているため、金の需要が高まることが予想される。中国は 2003 年から金準備を 454 トン増やすことを決定している。これはサブプライムローンのためではないが、金の注目度が上がってきていることが分かる。

また、金を保有している投資家の多くが資産を増やすのが目的ではなく、資産を安定して維持するのが目的のため、多少高騰しても売りに出さない可能性が高い。よって、サブプライムローンの影響が続いている今、購入すれば金市場への影響が少なくて済む。

(2) 二重の負担

次に二重の負担について説明する。二重の負担とは積立方式から賦課方式に移行した場合に起こる問題である。積立方式に移行した場合、それまで賦課方式によって保険料を支払っていた高齢者たちは自分たちの年金を積み立てていないため、老後の生活が成り立たない。そのため現役世代が賦課方式のように高齢者を養うか国が負担しなければならない。2007年で積立方式に移行し、その年の年金を受け取る権利のある人全てに今まで納付した保険料を全て返すと考えたとき、二重の負担は約670兆円となる。2007年の厚生年金積立金の約130兆円を差し引いても約540兆円と多大なものになる。これは2007年度のGDPである515兆8228億円にも匹敵する莫大な数字である。GDP以上に税収が出ることはまずないので国から借金などをせずに支払うのは不可能と言える。なので、国ではなく現役世代から賦課方式のように保険料を集めなければならない。このとき起こる移行期間中の現役世代への自分たちへの積立のための負担と今まで賦課方式で保険料を納めていたため積立金のない高齢者への年金の両方の負担を課すことを二重の負担という。

この二重の負担を移行期間中の現役世代という限られた年代に負わせると負担が大きくなりすぎる。また、政策というのは未来の人間ではなく現在の人間が作っていくものである。そのため政策というものは近視眼的なものになりやすく、現在の人間に負担が大きいこの政策が施行される可能性は大幅に低くなる。よって、この二重の負担を国債により、借金とすることによって将来世代にも負担を分散させる。国債の期限が過ぎそうになったときに新しく国債を発行し、古い国債の支払いをすることによって半永久的に国債として維持することができる。この方法によって広い世代に負担させ、ひと世代あたりの負担を限りなく小さくすることができる。

第5章 政策分析

この章では今まで本論文で挙げてきた政策と現行の制度を比較し、政策提言で挙げた政策の有効性を検証する。本論文では望ましい社会でも挙げたように年金が安定して維持できることと国民への負担を極力少なくすることに注視している。よって、改革案が安定して維持され、現行制度より国民への負担が少ないと予測できる時、有効性があると判断する。ここでの国民への負担は保険料などの経済的負担のことを指す。

予測の方法としては、制度自体の効率性をみるため高齢期の給付額は統一し、同じ給付額を払った時のそれぞれの負担額を比較する。安全性に関しては、政策提言で実証済みなのでここでは触れない。給付額は新政権である民主党が掲げたマニフェストから月7万円と設定する。しかし、この検証では割合を比較するのみなのでこの数字はよりわかりやすくするための指標でしかないものとする。

人口の予測は国立社会保障・人口問題研究所の出した人口将来予測から2005年から2105年までのデータを使う。平均寿命に関しては簡略化のため最新の平均寿命である2008年の平均寿命 男子79.29歳、女子86.05歳から国連の出した日本の2300年の平均寿命：男子104歳、女子108歳まで同じ値で伸びていくものとする。よって男子は2300年の平均寿命104歳から2008年の平均寿命79.29歳を引き、2008年から2300年までの期間である292年で割り、1年あたり0.08462歳ずつ平均寿命が延びていくものとする。同じ式から毎年0.07517歳ずつ伸びる。

男女で平均寿命が違うため、今回のシミュレーションは男女別で行う。また、平均寿命は小数点第1位を繰り上げて計算する。これは年金の性質上予算が不足することは避けなければならないので余分に収入を確保するためである。

現行の制度の負担額を求める式は一人の労働者が何人の高齢者の年金を賄わなければならないかで決まるため、以下の式になる。

$$7 \text{ 万円} \times (\text{高齢者数 (65 歳以上)} / \text{労働者 (20 歳から 65 歳)})$$

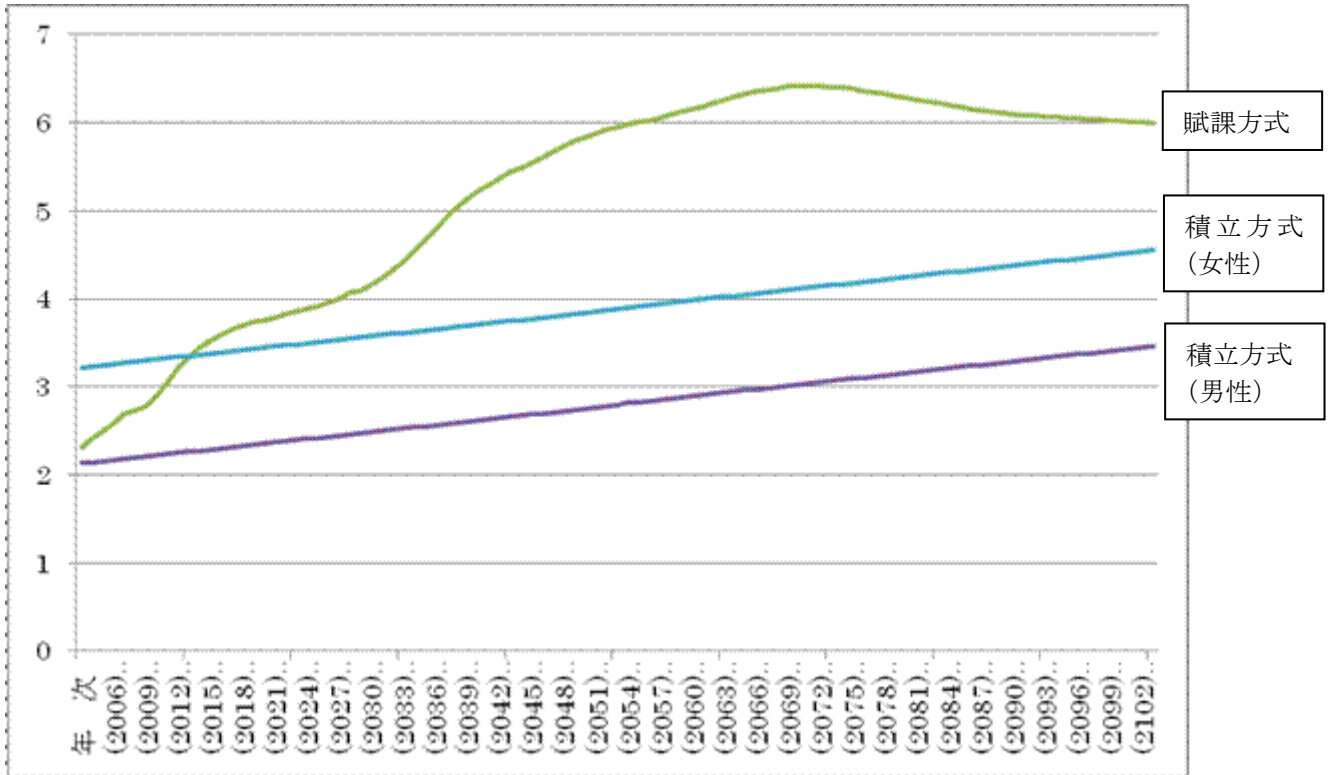
政策提言で上げた改革案である積立方式での負担額は労働期間である20歳から65歳までの間に65歳から平均寿命までの年金を積み立てるため以下の式になる。なお、ここでは単純化のため人口全体で考えるのではなく人口全体を一個人と考え計算する。

$$7 \text{ 万円} \times (\text{平均寿命} - 65 \text{ 歳}) / (65 - 20)$$

また、インフレ率は政策提言で挙げたインフレヘッジにより最小限に抑えられるとし、ここでは計算に入れない。

以上の式でシミュレーションした値を次のグラフでまとめた。

図 11：負担額の将来予測



出典：国立社会保障・人口問題研究所のデータより ISFJ 班が作成

シミュレーションの結果からもわかるように現行の制度より改革案のほうが、負担額が少ないことが分かる。改革案の負担額が上がってきてはいるものこれは平均寿命の伸びによるもので、寿命の伸びには限りがあるので現行制度の負担額を上回ることはない。

この結果から改革案の有効性を証明できたとし、改革案が施行しうるに値するとする。

先行論文・参考文献・データ出典

《参考文献》

- ・西沢 和彦(2008)『年金制度は誰のものか』 日本経済新聞出版社
- ・盛山和夫(2007)『年金制度の正しい考え方』中公新書
- ・橘木俊詔、下野恵子(1994)『個人貯蓄とライフサイクル』日本経済新聞社
- ・細野真宏(2009)『「未納が増えると年金が破綻する」って誰が言った?』扶桑社新書
- ・岩本 康志、福井 唯嗣(2008年)『医療・介護保険財政モデル(2008年4月版)について』
- ・権丈 善一(2009)『社会保障の政策転換』慶応義塾大学出版会
- ・鈴木 亘(2009)『だまされないための年金・医療・介護入門—社会保障改革の正しい見方・考え方』東洋経済新報社
- ・石井 孝治(2008)『社会保険・年金のキモが2時間でわかる本』日本実業出版社
- ・

《データ出典》

- ・社会保険庁 HP 『年金制度の仕組み』 <http://www.sia.go.jp/> (2009/10/29)
- ・総務省統計局 HP 『労働力調査 調査結果』 <http://www.stat.go.jp/>
- ・経営研レポート 『年金未納問題の本質』 <http://www.keieiken.co.jp/monthly/2009/0906-3/index.html> (2009/8/25)
- ・社会保険省 『年金保障』 <http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/index.htm> (2009/8/20)
- ・毎日新聞記事 『保険料未納率 過去最悪』 <http://mainichi.jp/select/wadai/news/20090731k0000e040061000c.html> (2009/7/31)
- ・社会保険庁 HP 『20歳になる前にしておきたい年金の話』 <http://www.sia.go.jp/infom/pamph/dl/shosaihen.pdf> (2009/10/29)
- ・厚生労働省 『平成19年国民生活基礎調査概況 II 各種世帯の所得等の状況-4. 特定の世帯別の所得の状況』 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa07/2-4.html> (2009/10/30)
- ・社会保険庁パンフレット 「公的年金制度とは—少子高齢化時代に対応」 <http://www.sia.go.jp/infom/pamph/dl/shosaihen.pdf> (2009/10/29)
- ・Harvard University Department of economics <http://www.economics.harvard.edu/faculty/feldstein> (2009/11/04)